

序章 本報告書の課題と方法

第1節 子どもの権利委員会の職務と今期の検証課題

1、子どもの権利委員会の職務と位置付け

志免町子どもの権利条例は、子どもの権利条約（1994年）の理念に基づき、志免町が子どもの権利を尊重する町であることを宣言すべく、2007年4月に施行された。「子どもを成長過程にある人として認め、支え、さらに、子どもを見る視線や子どもの理解のしかた、興味を持って関わる姿をイメージして作ったもの」である（「志免町子どもの権利条例（解説付）はじめに」より）。

志免町子どもの権利条例では、町、保護者、子ども施設関係者、町民に次のような責務を課している（第3条）。

第3条 責務

- 町は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。
- 2 親などの保護者（以下「親」といいます。）は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。
- 3 子ども施設の設置者、管理者、職員（以下「子ども施設関係者」といいます。）は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。
- 4 町民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。
- 5 町、親、子ども施設関係者、町民は、お互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。
- 6 町は、国、他の地方公共団体などと協力し、町の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。
- 7 町、親、子ども施設関係者、町民は、子どもが一人の人間として自分らしく健やかに成長していくことができるよう支援します。

子どもの権利委員会は、本町における子どもの権利保障の状況を検証する。志免町子どもの権利条例の「第6章 検証」（第24条～26条）に基づき設置されており、上記の責務のいわばチェック機関として、「極めて重要な組織」として位置付けられている（解説より）。条例が制定されただけでは、子どもの権利は保障されない。条例を生きたものにするためには、「第三者的な立場」から、現状を調査・審議し、町に報告・提言することで、改善していくサイクルが不可欠であるという認識のもとで設置されているのである。

子どもの権利委員は10名以内で組織し、任期は3年である。町民と人権、福祉、教育などに関わる有識者で構成され、町長が委嘱する。子どもの権利委員会には調査権が認められており、町や機関はそれに協力する義務がある。「町長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議」を行い、結果を町に報告し、提言する。町や子どもの関連施設は、提出された報告や提言を尊重し、必要な措置をとらなければならない。

2、今期の子どもの権利委員の構成と検証課題

図表 1-1-1 は、今期の委員名簿である。今期は 9 名の委員で構成し、事務局は子育て支援課が担当した。藤田委員と金子委員の 2 名以外は、今回が初就任であった。教育関係者枠として選出された委員は、異動に伴い変更した。PTA 選出や子育て支援団体選出の委員については、役職交代後も引き続き留任をお願いした。

委員の互選により、委員長に播磨委員、副委員長に南里委員と添田委員が就任した。この 3 名からなる幹事会が、事務局に相談しながら議事や視察先を決定することとした。

図表 1-1-1 第 4 期 子どもの権利委員（五十音順・敬称略）

名前	所属・専門・活動領域	選出枠
赤木公	弁護士	人権の専門家、法律家
今堀早苗	民生委員・児童委員	町民代表（福祉関係者）
屋宮美幸	子育てサークル	町民代表（子育て当事者）
陶山嘉一	小学校校長 (2017 年 4 月～金子眞恵委員から交代)	教育関係者
添田祥史	福岡大学准教授	学識関係者
田中博幸	学童保育指導員	町民（一般公募）
播磨千鶴	子育て支援団体、PTA 会員	町民（PTA、子育て支援者）
藤田尚充	元西南学院大学教授	学識関係者
南里門子	子育て支援団体、PTA 役員	町民（PTA、子育て支援者）

今期の活動に対して町長からの諮問はなかったので、第 3 期志免町子どもの権利委員会が「次期委員会への課題」として託された 3 つの課題を参考にしつつ、委員で検討した。その結果、次の 2 点を今期の検証課題として設定した。

第一に、本町における子どもの権利保障の現状を検証し、報告や提言を行う。この点は、これまでの子どもの権利委員会が行ってきたことと同じである。子どもに関わる関係者や関係機関は、子どもの権利保障を意識し、条例に掲げた理念の実質化にむけてどのような努力や工夫を行っているだろうか。委員自らが積極的に現場を訪問していくことにしたい。

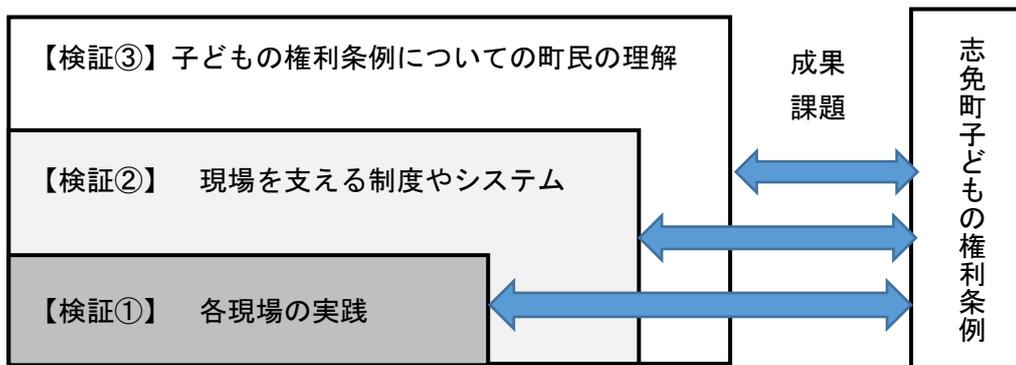
第二に、本町の子どもの権利条例を支えるシステム自体を検証する。この点は、子どもの権利条約が国連で採択されてから 30 年、本町で子どもの権利条例が制定されて 10 年目という節目を迎える今期特有の課題設定である。志免町子どもの権利条例は、2006（平成 18）年に制定され、翌年に施行された。子どもの権利に関する総合条例としては、九州初であった。その特徴として、「①子どもの居場所の設置を謳い、施行と同時に設置したこと、②権利委員会を第三者機関として権利保障を形だけでなく実践したこと、③救済機関を設置して権利保障ができる体制を完備したこと」等が挙げられる（百田英子さんの講演資料より）。

制定当初の理念を継承・発展させることができているだろうか。関係者の世代交代や社会状況の変化によって、制度疲労や新たな問題が生じていないかを点検していく。

第2節 検証の方法

上記課題を検証すべく、次のような3層からなる分析枠組みを設定した(図表1-2-1)。志免町子どもの権利条例の理念に照らして、各層の成果と課題を明らかにしていく。

図表 1-2-1 検証の枠組み



【検証①】では、子どもに関わる各現場の実践の評価と検証である。子どもに関係する主要な機関や施設を視察し、責任者からヒアリングを行う。すりーる、パワフルキッズ、PK2、子どもの権利救済委員、子どもの権利相談室「スキッズ」、子どもの居場所「Relief. (リリーフ)」(適応指導教室ぐんぐん)、タンポポ保育園(私立)、志免南保育園(町立)、志免町立志免東小学校、地域子ども教室「チャレンジひろば」、学童保育所、要保護児童対策地域協議会、スクールソーシャルワーカー、志免町立町民図書館、子育て世代包括支援センター「さくらの木」を対象とした(図表1-2-2)。

図表 1-2-2 現場視察及びヒアリングの概要

施設・機関名	訪問日	応対者
すりーる、パワフルキッズ、PK2	2017年8月29日(火)	担当職員
子どもの権利救済委員、 子どもの権利相談室「スキッズ」	2017年8月29日(火) 2017年8月29日(火)	救済委員
子どもの居場所「Relief. (リリーフ)」(適応指導教室ぐんぐん)	2017年10月31日(火)	代表ほか
タンポポ保育園(私立)	2017年12月19日(火)	園長ほか
志免南保育園(町立)	2017年12月19日(火)	園長ほか
志免町立志免東小学校	2018年2月20日(火)	校長
地域子ども教室「チャレンジひろば」	2018年8月8日(水)	コーディネーター
学童保育所	2018年8月8日(水)	施設管理者
要保護児童対策地域協議会	2018年10月23日(火)	担当職員
スクールソーシャルワーカー	2018年10月23日(火)	SSW2名
志免町立町民図書館	2018年12月18日(火)	館長
子育て世代包括支援センター「さくらの木」	2018年12月18日(火)	担当職員

視察後に毎回、委員全員が感想カードを記入し、全体で共有した。検証のためのワークショップを行い、「よかった点」「もう少し頑張してほしい点」を出しあい、KJ法を用いて分類していった（写真参照）。

写真 1-2-1 施設訪問の様子



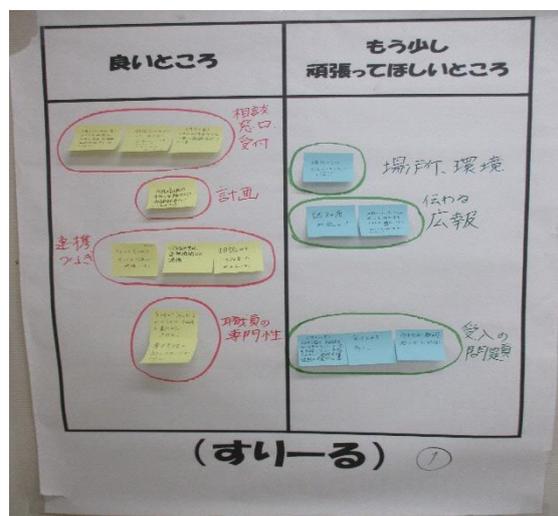
写真 1-2-2 ヒアリングの様子



写真 1-2-3 検証のためのワークショップ

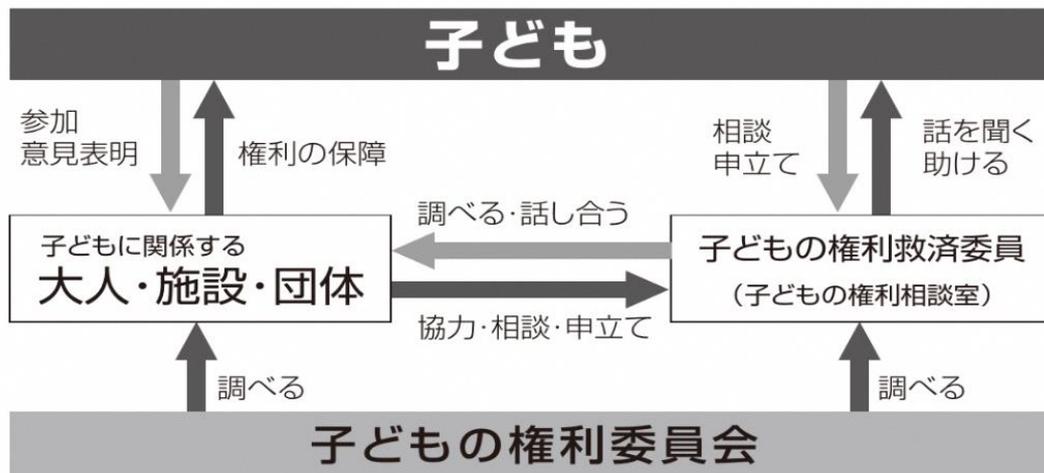


写真 1-2-4 ワークショップの結果



【検証②】では、志免町子どもの権利条例の理念を支える体制がきちんと整っているかを検証していく。本条例では、「子ども」、「大人・施設・団体」、「子どもの権利救済委員」、「子どもの権利委員会」の4つの主体からなるしくみを想定している（図表 1-2-3）。大人・施設・団体は子どもの権利の保障に努める。子どもの権利救済委員は、子どもからの相談や申立てに対応するために調査や調整を行う。子どもの権利委員会は、大人・施設・団体の活動ならびに子どもの権利救済制度の実施状況を検証する。

図表 1-2-3 志免町子どもの権利条例のしくみ¹⁾



今回は、次の3つの仕組みを検証する。

一つ目が、志免町子どもの権利条例に基づく実施状況の検証を行う本委員会制度である。子どもの権利条例の理念を具現化する上で、「極めて重要な組織」として位置付けられている本委員会の活動に対する自己検証を行う。そもそも、本委員会はきちんと機能しているのか。この点は、これまでの報告書では、あまりふれられていない点であるが極めて重要だと考える。

二つ目が、子どもの権利救済のための仕組みである。本町では、志免町子どもの権利条例の第5章にもとづき、子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関を設置している。子どもの権利救済委員からの活動報告及び子どもの権利相談室「スキッズ」の現場視察をもとに検証する。

そして、三つ目が、「子ども実行委員会」の取り組みである。志免町子どもの権利条例では、「町は、子どもが町づくり、町政などに意見を表明し、参加できるような場や機会を提供するよう努め、提出された意見などを尊重」することが明記されている（第14条2項）。そのための仕組みが「子ども実行委員会」であり、今期は、子どもの権利フェスタでの「かるた大会」の企画・運営、町制施行80周年記念行事での出店、町長との懇談会などを行っている。「子ども実行委員会」への聞き取りや視察はできなかったため、今回の検証作業は、議事録及び子育て支援課担当職員への聞き取りを中心に行う。

【検証③】では、子どもの権利条例についての町民の理解について検証する。2019（平成31）年3月に公表された「志免町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」では、就学前児童の保護者（回収票1,406件・有効回収率70.3%）、小学校児童の保護者（961件・64.1%）、小学生本人（974件・97.3%）、中学・高校生世代（1,335件・65.4%）にアンケート調査を実施している。また、子どもの権利救済委員が独自に実施している志免町内の全中学生を対象としたアンケートにも、子どもの権利条例についての認知度を問う質問項目があるので、こちらの結果も活用させてもらう。

¹⁾ 『志免町子どもの権利条例』（解説付）、5頁より転載。

第3節 今期委員会の活動概要と本報告書の構成

1、今期委員会の活動概要

図表 1-3-1 は、今期の活動概要をまとめたものである。2 ヶ月に 1 回、合計 19 回開催された。

図表 1-3-1 検証のプロセスとスケジュール

内容	内容	委員会	開催日
課題設定 事前学習	委員委嘱書交付、今期の進め方に関する協議	第 1 回	2017 年 1 月 23 日(月)
	子どもの権利条例についての学習	第 2 回	4 月 25 日(火)
	自己紹介ワーク(アイスブレイキング)	第 3 回	6 月 27 日(火)
	子どもの権利カルタについての学習		
視察と ヒアリング	すりーる、パワフルキッズ 子どもの権利救済委員&相談室	第 4 回	8 月 29 日(火)
	子どもの居場所「Relief. (リリーフ)」	第 5 回	10 月 31 日(火)
	タンポポ保育園、志免南保育園	第 6 回	12 月 19 日(火)
	志免東小学校	第 7 回	2018 年 2 月 20 日(火)
ふりかえり ワークショップ①	グループワークによる検証	第 8 回	4 月 24 日(火)
	検証結果の共有、今後の進め方に関する協議	第 9 回	6 月 28 日(火)
視察と ヒアリング	地域子ども教室(中央小学校会場) 志免中央小学校学童保育所	第 10 回	8 月 8 日(水)
	要保護児童対策地域協議会、 本町のスクールソーシャルワーカーの活動	第 11 回	10 月 23 日(水)
	志免町立町民図書館 子育て世代包括支援センター「さくらの木」	第 12 回	12 月 18 日(火)
全国動向に 関する学習	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2018 宗像の参加報告、報告書にむけた協議	第 13 回	2019 年 2 月 19 日(火)
ふりかえり ワークショップ②	グループワークによる検証 報告書の構成と執筆分担に関する協議	第 14 回	4 月 23 日(火)
報告書作成	草稿の検討	第 15 回	6 月 18 日(火)
	序章草稿の検討、【検証①】草稿の検討	第 16 回	8 月 20 日(火)
	【検証②】【検証③】に関する協議、 子どもの権利救済委員の活動報告	第 17 回	10 月 21 日(月)
	報告書初稿の検討	第 18 回	11 月 27 日(水)
	報告書の最終確認、校正作業	第 19 回	12 月 16 日(月)
報告書提出	町長に報告書を提出		2020 年 1 月 22 日(水)

第1回から第3回にかけては、課題設定と事前学習を行った。子どもの権利条例や子どもの権利かるたに関する学習を行った（講師：百田英子さん）。本委員会を対話的な場とするために委員と事務局スタッフ全員で「8つの質問」について自己紹介しあうアイスブレイキングを行った。今期の進め方を協議した結果、なるべく現場を訪れて視察とヒアリングを行っていくこととした。

第4回から第7回にかけて、すりーる、パワフルキッズ、子どもの権利救済委員、子どもの居場所「Relief. (リリーフ)」、タンポポ保育園、志免南保育園、志免東小学校の視察を行った。訪問先との交渉やルート調整を事務局が担当してくれたおかげで、効率よく充実した視察ができた。保育園と小学校では、実際に子どもたちが食べている給食も試食した。

第8回と第9回は、前半部の視察のふりかえりを行った。まず、委員各自でポストイットに「よかった点」と「もう少し頑張してほしい点」を書き出した。次に、口頭で補足説明を行いながらポストイットを模造紙に貼って紹介しあった。そして、関連するもの同士を分類してラベルをつけていった。訪問先が多かったので、作業は2班に分かれて行い、最後に発表会を行って共有した。

第10回から第12回にかけては、地域子ども教室、学童保育所、要保護児童対策地域協議会、スクールソーシャルワーカーの活動、町民図書館、子育て世代包括支援センター「さくらの木」の視察とヒアリングを行った。

第13回では、事務局スタッフから「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2018の参加報告があった。第14回では、後半部の視察のふりかえりを行った。ふりかえりの手法は前回同様である。第15回以降は、報告書の作成に関する協議と作業を行った。また、2017年度と2018年度の子どもの権利救済委員の活動を報告してもらった。

上記の委員会活動に加えて、本報告書執筆に際して、追加の訪問を行ったり、事務局を経由して補足情報を尋ねたりした。

なお、委員有志が「平成29年度子どもの権利フェスタ」(2017年11月19日)に参加し、子どもの権利カルタ大会にも出場し、基調講演を行った荒巻重人教授と懇談した。

2、本報告書の構成

序章では、課題と方法について述べた。子どもの権利委員会の職務と位置づけ、今期の子ども権利委員の構成と検証課題の設定過程及び検証方法について記述した。今期の検証課題は、①本町における子どもの権利保障の現状を検証し、報告や提言を行うこと、②本町の子どもの権利条例を支えるシステム自体を検証することの2点とした。検証方法は、「各現場の実践」、「現場を支える制度やシステム」、「子どもの権利条例についての町民の理解」の3層からなる分析枠組みを設定し、現場視察や既存のアンケート調査の活用により、成果と課題を明らかにしていく。

第1章は、各現場の実践について、視察の結果をもとに検証していく（【検証①】）。今回の検証対象は、すりーる、パワフルキッズ、Relief. (リリーフ)、タンポポ保育園及び志免南保育園、東小学校、地域子ども教室チャレンジ広場、学童保育所、要保護児童対策地域協議会、スクールソーシャルワーカー、町民図書館、子育て世代包括支援センターの11団体・機関とした。現状、課題、所感を共通の構成とし、子どもの権利委員で分担して執筆した。文責は最終的には、執筆した委員個人によるが、草稿段階で数度の読み合わせを

行い、意見交換を行った後に確定稿とした。

第2章は、志免町子どもの権利条例の理念を支える制度やシステムについて検証していく（【検証②】）。子どもの権利委委員会制度、子どもの権利救済制度、子ども実行委員会の取り組みを検証する。

第3章は、志免町子どもの権利条例についての町民の理解度を検証する（【検証③】）。「志免町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」及び子どもの権利救済委員が独自に実施している志免町内の全中学生を対象としたアンケートの経年分析を行う。

終章は、これまでの検証結果のまとめを行い、改善にむけた提言を述べる。提言をうけての改善結果を次期子どもの権利委員会で報告してもらえることを期待したい。

なお、巻末に、今期委員からのメッセージと「子どもの権利委員会だより」を掲載している。ぜひ併せてお読みいただきたい。今期委員からのメッセージでは、約3年にわたる第4期子どもの権利委員の活動を終えるにあたって、個人としての立場から意見や感想を自由に述べてもらった。子どもの権利委員会だよりの記事は、委員が持ち回りで執筆した。合計8号発刊し、委員の自己紹介、現場視察の様子などが掲載されている。

(文責：添田祥史)